

柔道整復師の施術内容に関する照会にご協力ください

公立学校共済組合では「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容点検を行い、療養費の適切な支給に努めています。

柔道整復師（整骨院・接骨院）で施術を受けられた組合員、又は被扶養者に対して施術内容等を尋ねる照会文書を送付することがあります。内容点検業務を委託している会社（株式会社メディブレーン）から、照会文書が届いた場合は、覚えている範囲で差し支えありませんので、回答にご協力をお願いします。



- ◆ 施術を受けられた方全員に照会するものではありません。
- ◆ 照会文書は施術を受けられてから概ね2か月経過してから送付します。
- ◆ 施術内容の照会により知り得た個人情報、施術内容の点検及び共済組合の事務処理以外には使用しません。
- ◆ 施術を受けられた際には、負傷部位、施術内容、施術日の記録や領収書を保管するなど、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

※柔道整復師から施術を受ける場合

○マイナ保険証等を使用できます

- 骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉ばなれを含む）で医師や柔道整復師からの診断がある
※骨折と脱臼は、応急手当の場合を除き、予め医師の同意が必要です。
- 骨、筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしているもの
(例) 荷物を持ち上げる際に腰に痛みが出た。転倒して膝を打った。

×マイナ保険証等を使用できません

- ・ 慢性的な疲労、肩こり、腰痛等
- ・ スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術
- ・ 同一の傷病について、保険医療機関で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受けている
- ・ 同一の傷病について、数ヶ所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けている
- ・ 脳疾患後遺症等の慢性病
- ・ 公務中や通勤途上に発生した負傷

こんなときは、申請により払い戻しを受けることができます！

- 急病でマイナ保険証等を持っておらず、医療機関で全額自己負担することとなった。
- 資格の切替手続き中に医療機関を受診し、全額自己負担した。
- 捻挫して、治療のため足の装具を購入した。
- 被扶養者の子供が弱視等のため治療用メガネを購入した。・・・など

病院へかかるときに保険証がなかった場合や、医師が治療上必要であると認めて医師の指示により治療用装具を作成した場合等は、支給基準等に基づき療養費等が支給されます。請求される際は、所属所長を経て共済組合へ「療養費等請求書（様式3-4号）」に必要書類（領収書（保険診療点数等が表記されているもの）や医師の治療用装具製作指示装着証明書・領収書等を添付してご提出ください。

詳しくは、[公立学校共済組合高知支部ホームページ](#) ➡ [福祉事務の手引き](#) ➡ [3. 短期給付](#) をご覧ください。

(※様式は、同じく [当支部ホームページ](#) ➡ [各種様式ダウンロードコーナー](#) ➡ [3. 短期給付](#) からダウンロードできます。)

知っておきたい標準報酬制

毎年1回実施する「**定時決定**」と昇給・昇格などによって報酬の額が大きく変動したとき行われる「**随時改定**」について説明します。

定時決定

組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年、標準報酬月額を決定します。この決定を「**定時決定**」といいます。

● 定時決定の対象となる方

毎年7月1日において、組合員である方（休業・休職中の方を含みます。）

ただし、次の方は、その年の定時決定を行いません。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

● 算定方法

原則、4月、5月、6月の3か月間の報酬（※1）の平均により、標準報酬月額を決定します。

定時決定の例

4月の報酬 330,000円

+

5月の報酬 360,000円

+

6月の報酬 345,000円

÷ 3 =

報酬月額

345,000円

（円位未満の端数切捨て）

【標準報酬等級表】に
あてはめます

標準報酬月額
第24級（※2）

340,000円

※1 算定の対象となる「報酬」は、給料や諸手当など、地方公共団体等から労働の対償として受けるすべてのものになります。

※2 等級は短期給付の等級を例示しています。（以下の例も同じです。）

● 定時決定の適用時期

原則として、その年の9月から翌年8月まで適用されます。

ただし、10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます。

種 類	決定の時期	適用期間
定時決定	9月	9月から翌年の8月まで

● 定時決定の保険者算定

業務の性質上、4月から6月までが繁忙期（又は閑散期）にあたり、通常の決定方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、前年7月から当年6月までの報酬の月平均額報酬額（以下「年間報酬の平均」といいます。）により標準報酬を決定することができます。この決定を行うためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬と、年間報酬の平均によって算定した標準報酬との間に、2等級以上の差があること。
- 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- 年間報酬の平均で標準報酬を算定することについて、組合員が所属する所属所長の申立及び組合員本人の同意（注）があること。

注：所属所長の「**申立書**」及び組合員の「**同意書**」を共済組合に提出することにより行います。

様式は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#)

➡ [各種様式ダウンロードコーナー（様式第1-3号及び1-4号）](#)

からダウンロードすることができます。

随時改定

昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく高低を生じた場合は、実際に受けている報酬と決定されている標準報酬月額との差が大きくなります。この差を解消するために標準報酬月額を改定します。この改定を「随時改定」といいます。

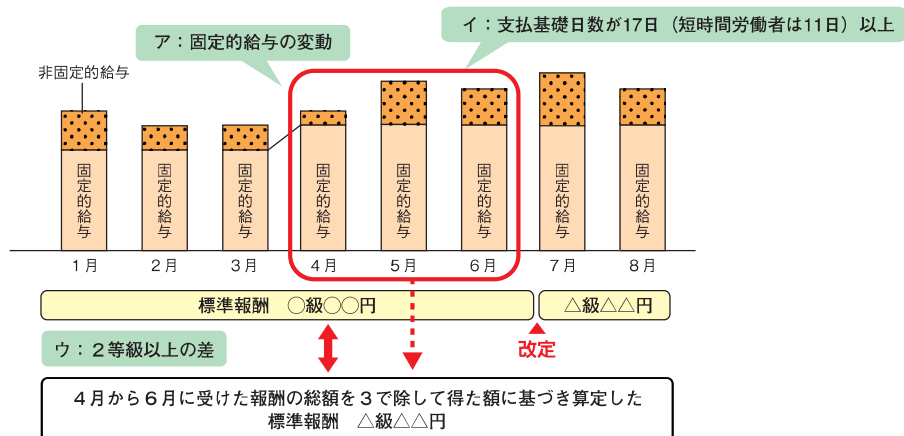
● 随時改定を行う条件

随時改定は、次のアからウまでの要件をすべて満たしたときに実施します。

要件ア	昇給・降給等により「前月に対し当月の固定的給与（※1）に変動」があること 又は「給与体系の変更」があること
要件イ	変動月（※2）から継続した3か月間の各月の支払基礎日数が17日（短時間労働者（4分の3未満）は11日）以上であること
要件ウ	「変動月から継続した3か月間の報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定した標準報酬の等級」と「既に決定又は改定されている標準報酬の等級」に2等級以上の差があること（※3）

- ※1 勤務実績に関係なく、毎月一定額が支払われるもの（基本給（給料表の給料月額）、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当など）
- ※2 実際に変動後の固定的給与が支払われた月をいいます。（例：10月25日に子供が生まれ、扶養手当が11月から支給される場合は、11月が変動月となります。）
- ※3 休職等による一時的な固定的給与の変動は随時改定の対象とはなりません。
月の途中で変動があった場合は、翌月が変動月となります。

随時改定のイメージ（4月から固定的給与が変動した場合）



● 随時改定の改定期期と適用時期

随時改定により改定した標準報酬は、毎年行われる定時決定が適用となる直前（8月）まで適用されます。ただし、随時改定が7月から9月までのいずれかの月から行われた場合は、その年の定時決定は行われず、随時改定により決定した標準報酬が翌年8月まで適用されます。

種 類	決定・改定の時期	適用期間
随時改定	固定的給与に変動があった月から4か月目	1月～6月 7月～12月
		その年の8月まで 翌年の8月まで

● 随時改定の保険者算定

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合で通常の随時改定の方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、『昇給（降給）月以後の継続した3か月間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月と昇給（降給）以後の継続した3か月間に受けた非固定的給与の平均額を加えた額（以下「年間報酬の平均」といいます。）』を基に算定した標準報酬月額に（随時）改定することができます。（注：所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。）

ただし、当該保険者算定は定期昇給や昇格による固定的給与の変動と、業務の性質上、例年、時間外手当が増える時期が重なったことに伴う随時改定に適用されるものとなりますので、単に固定的給与（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が変更になったことや、単年度で実施される給与改定に伴い随時改定となった場合は対象外となります。

様式は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#) からダウンロードすることができます。

各種様式ダウンロードコーナー(様式第1-10号及び1-11号)



これから利用できる保健事業のご案内



～ 芸術鑑賞 ～



組合員とその被扶養者の保健事業（教養・文化）として指定の公演等の入場料の一部を補助しています。「芸術鑑賞利用補助券」を入場券等取扱所に提出することで入場料が割引されます。今月号では、7月から11月までの期間に実施される公演等をご案内します。（12月以降に実施される公演等は次号でご案内します。）



公 演 名	期 間	補 助 額	入場券等取扱所
企画展 「からくり人形のヒミツー細川半蔵と『機巧図彙』の世界ー」	R8.7.3(金)～R8.9.27(日)	350円	高知県立歴史民俗資料館
コレクションによる特集展示 特集Ⅰ「戦争」 特集Ⅱ「ヒノマル・イルミネーション」	R8.7.19(日)～R8.9.22(火)	一 般 400円 大学生 250円	高知県立美術館総合案内
ファール昆虫記展	R8.7.25(土)～R8.9.27(日)	300円	高知県立文学館
タレガ・ギターカルテット コンサート	R8.8.22(土)	一 般 高校生以下 500円	かるぽーとミュージアム ショップ
宝くじワクワクふるさと劇場	R8.9.13(日)	500円	土佐清水市立 市民文化会館
上方落語 くしかつの会	R8.10.4(日)	500円	土佐清水市立 市民文化会館 ほか
生誕100年記念 松谷みよ子展	R8.10.17(土)～R9.1.11(月)	300円	高知県立文学館
企画展 「長宗我部元親の城づくり ー四国制覇に向けてー」	R8.10.23(金)～R9.1.11(月)	350円	高知県立歴史民俗資料館
語る絵金、語られる絵金 ＜自主企画展＞	R8.10.31(土)～R9.1.11(月)	一 般 大学生 500円	高知県立美術館総合案内

※ 公演等につきましては、変更（中止・延期）となることがあります。

【保健事業についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

組合員
被扶養者

特定保健指導のご案内

特定保健指導とは

特定健診（定期健康診断、人間ドック等を含みます。）の結果から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）のリスクのある方を対象に、特定保健指導を実施します。保健師や管理栄養士等のアドバイスを受けながら、生活習慣の改善及び生活習慣病の予防に向けた行動計画を作成し、目標に向けて一定期間（3ヶ月～6ヶ月）取り組むものです。



対象者となる基準

特定健診の結果から、腹囲・高血圧・高血糖・脂質異常の項目及び喫煙習慣によって、特定保健指導の対象者を判定しています。リスクの度合いに応じて「動機付け支援」と「積極的支援」に区分されます。

腹 囲	「高血圧」「高血糖」「脂質異常」の該当数	喫煙歴	対 象	
			40～64歳	65～74歳
男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上	あり なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ			
上記以外で BMIが25以上	3つ	あり なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ			
	1つ			

当支部が実施する人間ドックを受診する組合員の方は 当日に特定保健指導を受けてください

当支部が実施する人間ドックのうち、次の①～⑤の実施機関では特定保健指導の初回面談を実施しています。特定保健指導の対象となった方は積極的に取り組んでください。

- ①高知検診クリニック（婦人検診を除く）
- ②高知県総合保健協会（中央・幡多）
- ③高知西病院
- ④ J A 高知健診センター（婦人検診を除く）
- ⑤ 四国中央病院

人間ドック当日に特定保健指導を受けない場合

人間ドック当日に特定保健指導を受けなかった場合（上記①～⑤以外の健診機関で人間ドックを受けた方を含む）については、特定保健指導該当者に対して「特定保健指導利用券」を順次送付します。

（10月中旬頃から発送開始予定）

当支部では、株式会社ベネフィット・ワンに訪問型特定保健指導とその利用勧奨業務を委託しています。職場やご自宅など、ご都合のよい場所に保健師等が出向き、個別訪問型の指導を行います。また、スマホやパソコンを利用したICT面談（オンライン面談）も行っていますので、ご都合のよい時間に自宅や職場で特定保健指導を受けることができます。

ライフプランセミナーのご案内

有意義で充実した生活を実現できるよう、ご自身のライフプランを考えてみませんか？

「教職員生涯福祉財団」のホームページ上で動画を視聴するWEBセミナーを実施します。視聴開始日の10日前までに所属所あてに視聴用パスワードをお知らせします。（申込不要）



視聴期間：令和8年7月27日（月）～同年8月23日（日）



セミナー区分	目安年齢	内 容
退職準備型	50歳代半ば ～退職前5年以内	●退職後の経済生活プラン ●公的年金・退職後の公的医療保険制度 ●退職後の生きがいプラン、健康プラン
生活設計型	40～50歳代半ば	●経済生活のプラン ●生きがいプラン、健康プラン
経済生活設計型	20～30歳代	●ライフイベントごとの必要費用と資産形成・保険 ●（住宅）ローン、経済生活設計表の作成、福利厚生制度

特定健康診査の「受診券」を7月上旬に送付しました

特定健康診査が**無料**で受けられる「**受診券**」を対象者へお送りしました。

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防に重点を置き、早期発見・改善を目的とした健診です。健康チェックのため、年に1回は特定健康診査を受けましょう。該当する被扶養者がいる方は、ぜひお声がけをお願いします。

【対 象 者】 40歳以上75歳未満の被扶養者 及び 任意継続組合員

【受診の流れ】

健診機関へ電話予約

受診券と一緒に健診機関一覧表を送付しています。

受 診

健診機関の窓口で「受診券」及び本人確認書類（★）を提示。

結果通知が届く

必ず健診結果を確認しましょう。

★次のいずれかの本人確認書類を持参してください。

- マイナンバーカードによるオンライン資格確認（受診する施設が対応している場合）
- マイナポータルの保険資格画面
- マイナ保険証と資格情報のお知らせ
- 有効期限内の資格確認書



※公立学校共済組合高知支部が実施する被扶養配偶者婦人検診または任意継続組合員向け人間ドックに決定された方は、「受診券」の送付対象外です。（決定通知は5月下旬に送付済みです。）

※現職組合員のうち、短期組合員の方で、職場の定期健康診断（事業主健診）及び公立学校共済組合高知支部が実施する現職組合員向け人間ドックのいずれも対象にならない方に対しては、申し出により「受診券」を交付します。希望者は当支部まで申し出ください。（電話連絡）



令和8年度

教職員互助会の給付事業について

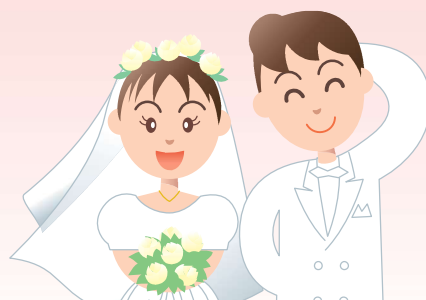
❀ 出産祝金 ❀

会員または会員の妻が出産したとき。



❀ 結婚祝金 ❀

会員が結婚したとき。
(退職後6ヶ月以内の結婚を含む。)



❀ 傷病見舞金 ❀

会員が公務外の傷病で休職し、
給料が減額又は無給となったとき。



❀ 銀婚祝金 ❀

会員が結婚25周年を迎えたとき。



その他に入学祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、退職慰労金などの給付があります。

※なお、給付の内容等につきましては高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。

URL.<http://www.kokoyo.jp/>

給付の請求期限について

給付の請求期限は、事実の発生した日の翌日から3年以内です。

※ 会員資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となりますので、採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりません。

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917



ご請求はお済みですか？

— 高知県教職員互助会 —

互助会給付の請求もれはありませんか？特に入学祝金・銀婚祝金は請求がもれやすいのでご注意ください。

入学祝金

給付内容

会員の子が小学校に入学したときに、10,000 円を給付します。

請求期間

小学校に入学する年度の 4 月 1 日から 3 年間。

例) 令和 6 年 4 月に小学校に入学した場合。

請求期間：令和 6 (2024) 年 4 月 1 日～ 令和 9 (2027) 年 3 月 31 日



必要書類

①入学祝金請求書

②入学児が公立学校共済組合の被扶養者ではない場合は、入学児の戸籍を添付してください。

※入学年度の4月1日以降に市区町村役場から発行されたもの（写し可、全ページをコピー）

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

銀婚祝金

給付内容

会員が婚姻届出から満 25 年を迎えたとき、20,000 円を給付します。

※婚姻の届出をした日が起算日となります。

請求期間

満 25 年を迎えた日の翌日から 3 年間。

例) 婚姻日が平成 11 (1999) 年 6 月 10 日の場合。

請求期間：令和 6 (2024) 年 6 月 10 日～ 令和 9 (2027) 年 6 月 9 日



必要書類

①銀婚祝金請求書

②請求者本人の戸籍

※婚姻届出から満 25 年目の日以降に市区町村役場から発行された戸籍（写し可、全ページをコピー）を添付してください。

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

- 戸籍謄本等の広域交付により、本籍地の市区町村以外にお住まいの場合でも、お住まいの市町村役場で戸籍謄本等の発行を受けることができます。
- 上記以外にも、結婚祝金・出産祝金・災害見舞金・傷病見舞金・死亡弔慰金・退職慰労金の給付があります。請求期間は給付事由が生じた日の翌日から 3 年間です。
- いずれの給付も、※会員資格を有する期間中に給付事由が生じた場合に対象となります（結婚祝金は退職後 6 ヶ月以内の婚姻届出も対象です。）。

※採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりませんので、ご注意ください。

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

《 新しく公立学校共済組合の組合員となられた会計年度任用職員の方へ 》

高知県教職員互助会 加入のご案内

高知県教職員互助会は、高知県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的とし、会員に対して医療給付等を行っている団体です。

■ 加入対象の方 ■

新たに公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得された、
会計年度任用職員（パートタイム）の方

※以前組合員資格があり、資格喪失後改めて資格取得した方を含みます。

※市町村費職員、再任用短時間職員、当互助会退職互助部特別会員は対象になりません。

■ 加入方法・申込期限 ■

公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した日から **1 ヶ月以内** に、
所属所長を通じて「加入申込書兼同意書」を当互助会へ提出してください。

※組合員資格を取得した日が互助会加入日となります。それ以外のタイミングでの加入はできません。

※加入申込書兼同意書の様式は、所属所または当互助会のホームページでご確認ください。



■ 対象の事業 ■

医療費補助金給付（100 ～ 5,000 円 / 件）

【給付内容】 会員本人の医療費自己負担額が1件^{（注）}につき **2,500 円を超えたとき、
超えた金額から 7,500 円までの範囲の金額に相当する額**を給付します。
（100 円未満は切り捨て）。 注：月ごと、医療機関ごとを1件とします。



【給付例】

※給付要件等は変更になることがあります。

受診日		4月2日	4月10日	4月28日	合計額	2,500 円を超えた額から 7,500 円までの範囲
自己負担額	A 病院		3,800 円		3,800 円	計算式：3,800 - 2,500 = 1,300
	B 歯科	3,500 円		5,200 円	8,700 円	計算式：7,500 - 2,500 = 5,000
	C 病院	1,080 円			1,080 円	給付なし

☆ 4 月分の医療費補助金は、【 A 病院分 1,300 円 + B 歯科分 5,000 円 】 = 6,300 円 となります。

■ 掛金 ■

定額800円 / 月

※掛金は毎月の給与から控除します（控除できない掛金は納付書で払い込みいただきます）。

■ その他 ■

臨時的任用教職員（フルタイム）等への移行等、雇用形態が変更となった場合は、対象の事業・掛金についても変更となります。

【このページについてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917



互助会の会員資格等の取り扱いについて

高知県教職員互助会の会員資格等の取り扱いは下記のとおりです。
雇用形態によって対象の事業や掛金が異なりますので、ご確認ください。



区分	会計年度任用職員 (パートタイム)	左記以外 [正規職員・臨時的任用教職員・任期付職員 (フルタイム)・会計年度任用職員(フルタイム)等]															
加入の機会	①公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得したとき ②雇用期間に定めのある職員が雇用期間に定めのない職員となったとき ※市町村費職員・再任用職員(再任用短時間職員を含む)・当互助会退職互助部特別会員の方は加入対象になりません。																
加入対象	一般互助部	一般互助部 退職互助部															
対象の事業	医療費補助金給付 ※家族医療費補助金は含みません。	全事業 ※内容はホームページでご確認ください。 一般財団法人高知県教職員互助会トップページ⇒ 高知県教職員互助会について															
掛金／月	定額 800 円	一般互助部：給料の月額の 6/1000 退職互助部：給料の月額の 8/1000															
雇用形態が 変わったとき	共済組合員資格が継続したまま雇用形態が変更となった場合、互助会資格についても継続します※ ¹ が、給付内容等は下記のとおり変更となります。 ※ ¹ ：市町村費職員へ移行したとき・再任用職員となったとき・退職互助部特別会員となったときは除きます。																
	例) 下記①⇒②⇒③のとおり雇用形態に変更があった場合の、互助会会員資格。																
	<table><tr><td></td><td> R8/4/1 </td><td> R8/8/1 </td><td> R8/12/16 ※²</td></tr><tr><td>雇用形態</td><td>① 令和8年4月1日～7月31日 会計年度任用職員 (パートタイム)</td><td>② 令和8年8月1日～12月15日 臨時的任用教職員</td><td>③ 令和8年12月16日～ 会計年度任用職員 (パートタイム)</td></tr><tr><td>互助会会員資格</td><td> 【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金 </td><td> 【掛金】 給料月額 6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業 </td><td> 【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金 </td></tr><tr><td></td><td> R8/4/1 </td><td> R8/8/1 </td><td> R9/1/1 </td></tr></table>			R8/4/1	R8/8/1	R8/12/16 ※ ²	雇用形態	① 令和8年4月1日～7月31日 会計年度任用職員 (パートタイム)	② 令和8年8月1日～12月15日 臨時的任用教職員	③ 令和8年12月16日～ 会計年度任用職員 (パートタイム)	互助会会員資格	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	【掛金】 給料月額 6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金		R8/4/1	R8/8/1
	R8/4/1	R8/8/1	R8/12/16 ※ ²														
雇用形態	① 令和8年4月1日～7月31日 会計年度任用職員 (パートタイム)	② 令和8年8月1日～12月15日 臨時的任用教職員	③ 令和8年12月16日～ 会計年度任用職員 (パートタイム)														
互助会会員資格	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	【掛金】 給料月額 6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金														
	R8/4/1	R8/8/1	R9/1/1														
※ ² ：月途中で雇用形態が変更となった場合、互助会の掛金及び対象事業は翌月から変更となります。また、②の期間については退職互助部への加入も可能です(対象年齢の方)。																	

令和9年度に36歳になれる方へ (35歳以上で新規採用等された方も対象です)

退職後の掛金は一切不要です！
退職後の生活にゆとりと安心を

退職互助部のススメ

高知県教職員互助会では、退職後の生活を安心して、ゆとりをもって過ごしていただくための退職互助部制度を設けています。

現職中の少しずつの積み立て（給料の月額8/1000）で、退職後は「特別会員」として、新たなご負担なく医療費の補助などを受け取ることができます。

万が一の病気への備えなど、会員様の健やかな毎日を末長くサポートいたします。医療費補助以外にも令和8年度は各種事業（右のページ参照）を実施します。



Q1 現職中は、共済組合と一般互助部からの給付で医療費の自己負担が軽減されているけど退職したらどうなるの？

ご安心ください！ 退職互助部に加入されておりますと退職後も現職中より手厚い医療費の補助が受けられます。



Q2 加入の手続きはどのようにするの？

一般互助部の会員様には35歳になった年度の3月に、35歳以上で新規採用や転入された方はその都度ご案内差し上げます。「退職互助部」に加入できるのはこの時だけで、その後は加入することはできません。



Q3 掛金はどのようにになりますか？

給料の月額の1,000分の8の掛金を、加入月から給与控除（300回分）させて頂きます。退職時に「特別会員」として給付を受ける資格を取得しますが、この掛金は会員ご本人と配偶者の2人分です。退職後、ご本人のみ加入する場合や、ご夫婦が会員の場合、退職時に加入を希望されない場合は、掛金の一部（または全部）を返金します。



退職互助部の給付や掛金等についての詳細は、
当互助会のホームページ（<https://www.kokyogo.jp/>）
または事務局までお気軽にお問い合わせください。
TEL（088-821-4917）



退職互助部の給付（令和8年度）※給付要件等は変更になることがあります。

医療費補助金・配偶者医療費補助金

《特別会員及び届出配偶者が上限年齢※に達するまでの間、医療費自己負担額に対し下記のとおり補助します》
※定年年齢引き上げに伴い、令和7年度以降70歳から段階的に引き上げ。

特別会員：医療費自己負担額から1,000円と100円未満の端数を控除し、0.75を乗じた額／件^(注)

届出配偶者：医療費自己負担額から2,000円と100円未満の端数を控除し、0.75を乗じた額／件^(注)

（注：月ごと、医療機関ごとを1件とします。）

例）特別会員の4月の医療費自己負担額

受診日	4月2日	4月10日	4月28日	合計額	計算式
自己負担額	A 病院	23,500円		23,500円	$(23,500 - 1,000) \times 0.75 = 16,875$
	B 歯科	3,500円	4,200円	7,700円	$(7,700 - 1,000) \times 0.75 = 5,025$

☆4月分の医療費補助金は、【A病院分 16,875円 + B歯科分 5,025円】 = 21,900円 となります。

長寿祝金

《特別会員が下記の年齢に達したとき》

満70歳： 10,000 円

満77歳： 20,000 円

満88歳： 50,000 円

満99歳： 100,000 円



弔慰金

《特別会員が死亡したとき》

退職後1年以内： 70,000 円

退職後1年超2年以内： 50,000 円

退職後2年超： 20,000 円

入院見舞金

《特別会員が入院したとき》

対象者：70歳以上の特別会員

70歳未満で障害者手帳の交付を受けている特別会員

対象の入院：同じ医療機関での5日以上連続した入院

給付額：2,000円 / 日（1会計年度で30日が上限）

指定宿泊施設（高知会館） 利用補助

《特別会員または届出配偶者が高知会館に宿泊したとき》

1人 1,500 円 / 泊

泊数の上限はありません

旅行補助

《特別会員が旅行したとき》

対象者：退職後1年以上経過している特別会員

対象の旅行：1回の旅行が1泊2日以上かつ30,000円以上の旅行

給付額：10,000円（請求できるのは3年度ごとに1回）



支部活動への助成

会員の皆さまの親睦を図るため、県内地区ごとに構成された支部で、様々な催物や集いを行っています。

県外在住の会員が対象の事業も行っています。

その他の事業

- 友の便りの発行：県内地区ごとに構成された支部で、友の便りを発行しています。
- サークル活動の助成：特別会員のサークル活動に要する費用の一部を助成します。
- 互助会館：高知会館の一室を借り上げ、サークル活動を通じた親睦と交歓の場として利用いただいています。
- 弔慰事業：県内在住の特別会員または届出配偶者が死亡したとき、各支部より哀悼の意を表します。

